

製造業に関する統計の概要

構造統計

工業統計調査（基幹統計調査、経済産業省）

【目的】工業の実態を明らかにする〔出荷ベース〕

【調査範囲】日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所

【抽出方法】西暦末尾 0、3、5、8 年は全数、左記以外の年は従業者 4 人以上を調査

【周期】年次（12 月 31 日現在）

【主な調査項目】①経営組織、②資本金又は出資金、③従業者数、④現金給与総額（年間）、⑤原材料使用額等（年間）（燃料、電力の使用額、委託生産費、外注費、転売した商品の仕入額）、⑥有形固定資産（年間等）、⑦製造品出荷額等（年間）（出荷額、在庫額、加工賃収入額、その他収入額）、⑧直接輸入額の割合（年間）、⑨工業用地及び工業用水 等

動態統計

経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査、経済産業省）

【目的】鉱工業生産の月々の動態を明らかにする〔生産ベース〕

【調査範囲】指定された鉱産物及び工業品を生産等する事業所

【抽出方法】品目群ごとに従業者規模による有意抽出

【周期】月次（毎月末日現在）

【主な調査項目】①製品（生産、出荷、在庫）②原材料、③労務、④生産能力・設備

薬事工業生産動態統計調査
（基幹統計調査、厚生労働省）

牛乳乳製品統計調査
（基幹統計調査、農林水産省）

造船造機統計調査
（基幹統計調査、国土交通省）

記載の他にも基幹統計調査、一般統計調査の動態統計調査が存在する。

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整理は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。

別紙

1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(2) 統合（共管）に向けて検討する基幹統計

府省名	統計名	理由、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、 <u>平成25年度までに整備</u> を図る。
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等生産動態		

3 将来の基幹統計化について検討する統計

府省名	統計名	検討の方向性等	実施時期
農林水産省	食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態統計調査	上記 1 (2) の府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら 3 調査を対象とすることについてその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、 <u>平成25年度までに結論</u> を得る。

生産動態統計の整備に関する検討について

1 検討体制

生産動態統計の整備に関する検討会議

- ・関係5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省(調整))の課長クラスで構成
- ・平成22年2月26日設置

同 ワーキンググループ

- ・関係5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省(調整))の課長補佐クラスで構成

2 想定される具体的な検討課題

- ① 府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))のイメージ
- ② 調査項目の統一化
- ③ 用語の定義の統一化
- ④ 公表方法、公表時期の統一化 等

3 検討スケジュール

- 21年度～22年度
 - ・22年6月頃 具体的検討課題の抽出・整理、優先順位の設定、具体的検討課題別検討スケジュールの設定
 - ・22年7月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - 23年度
 - ・23年4月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - 24年度
 - ・24年4月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - ・24年8月頃 新体系の調査について結論
- 24年度
 - ・24年9月以降 調査要綱、調査票等の改正手続
統計委員会へ諮問・答申
 - 25年度
 - ・26年1月以降 新体系の調査に移行